

教育委員会制度改革へ

— 来年度からの学校統合に影響が出ないよう全力で取り組む —

平成27年4月1日からの法律施行にともなう改正概要の説明があった。

制度改革のねらいは、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築と首長との連携強化をはかることとし、次の4つの改正ポイントの説明を受けた。

- ① 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置。
- ② 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明性。
- ③ 「総合教育会議」を設置。
- ④ 教育に関する「大綱」を首長が策定。

質疑

委員 平成27年4月1日において在職中の教育長は任期が満了するまで現行制度の教育長として在職し、徐々に新制度に移行していくとあるが、本町の場合はどうなるのか。

当局 統合という大きな課題があり、話し合いをしながら方向性を定めていく必要がある。統合に全力を傾注しながら、経過措置に基づいた取り組みをしていきたい。



次代を担う子ども達のために

産業振興に結び付けられるか

白鷹町観光交流推進計画の策定についての中間報告があった。

● 計画策定の趣旨

交流人口の増大と知名度アップ。

● 計画の位置付け

・ 第5次総合計画の後期計画を踏まえ、観光交流による産業振興に関する基本方針

・ 計画期間における事業実施指針

● 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間。

質疑

委員 観光交流の面から産業振興をはかりながらひとつのビジネスにしていかないと長続きしない。具体的な施策を検討していくうえで、方向性をどのように計画にしていけるのか。

当局 紅花生産日本一を誇りに「日本の紅をつくる町」を素材として展開できないか検討中である。

どうなる？ 土地開発公社

土地開発公社が保有する土地がなくなつたことや、大規模な土地を必要とする事業計画がないこともあり、継続的に地価が下落する状況にあつて、地価の将来的な上昇を前提とした制度ではメリットが生かされない状況にある。理事会で今後の在り方について判断していくとの説明があつた。

質疑

委員 解散する場合の保有財産の清算手続きは。

当局 理事会で解散の議決が必要。議会の議決を経て解散の認可申請を県へ行う。清算については登記関係の手続きや保有財産の手続きがある。保有財産については町のものになる。

その他

- ・ パークゴルフ場整備
 - ・ 白鷹町住生活基本計画中間報告
 - ・ 学校統合の準備状況
 - ・ 学校給食共同調理場の準備状況
- についての説明があつた。